

平成28年7月1日

建設工事・コンサル登録業者 各位

津山市財政部契約監理室

津山市建設工事等入札ガイドラインの改正について（お知らせ）

建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、津山市建設工事等入札ガイドラインのうち「10 建設工事における技術者等の取扱いについて」の「(2) 主任技術者等」の「(兼務の取扱い)」 下記新旧対照表のとおり改正します。

新旧対照表

現行	改正後
主任技術者・・・請負額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、特記仕様書等で示される場合も含め、工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務は認めません。ただし、相互に密接に関連し、一体的に管理することが適当であると判断される場合は、兼務を認めます。	主任技術者・・・ 工事公告文及び特記仕様書等で示される場合、また、請負額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、 工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務は認めません。ただし、相互に密接に関連し、一体的に管理することが適当であると判断される場合は、兼務を認めます。